

(9) 総合学生支援室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

総合学生支援室は、学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的に設置されており、業務内容は次のとおりである。

- i) 総合的な学生支援に係る方策の企画立案に関すること
- ii) 学生支援に係る関係組織の連携に関すること
- iii) その他学生の修学、就職及び生活の支援に関し、学長が必要と認めた事項

イ 組織の構成及び構成員等

総合学生支援室は、学長が指名した副学長を室長とし、教務委員会委員長、学生委員会委員長、就職委員会委員長、教育実習委員会委員長、学校実習委員会委員長、入学試験委員会委員長、保健管理センター所長、教務課長、特命課長（学校実習担当）、学生支援課長、特命課長（就職支援担当）、入試課長で構成されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

令和6年度においては、構成員による総合学生支援室会議を1回（3月に書面審議）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①上越教育大学総合学生支援室規則の改正、②大規模災害で被災した受験生、入学生及び在对学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程の改正、③東日本大震災で被災した県から派遣される現職教員及び東日本大震災等で被災した受験生、入学生及び在对学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程の改正であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

学生の修学・生活状況や生活意識の実態を把握して問題点や課題を探り、学生支援の改善・充実に役立つための基礎資料を得ることを目的に令和5年度に実施した「学生生活実態調査」に係る調査報告書を作成し、学内の教職員及び学生に広く周知した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

学部の入学者選抜方法の見直しに伴い新設された「総合型選抜Ⅰ型及びⅡ型」について、大規模災害で被災した受験生等や東日本大震災で被災した県から派遣される現職教員及び受験生等が費用の免除を申請することができるように入学試験種別に追加し、被災者の進学及び修学機会を確保した。

総合学生支援室の設置趣旨に基づき構成員を見直し、令和7年度から国際交流推進センター長及び留学生担当課長（研究連携課長）を構成員に加えることとした。